

ビジネス海外渡航支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 ビジネス海外渡航支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、道内中小企業者がビジネス海外渡航時に必要となる新型コロナウイルス感染症の検査証明書の取得に要した経費の一部を補助することで、道内中小企業者の事業活動の維持、継続の一助とすることを目的とする。

(支給の範囲)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、交付する。

(定義)

第4条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「道内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、道内に主たる事業所を有するものをいう。
- 2 「ビジネス海外渡航」とは、道内中小企業者が海外に有する事務所の管理、事業の維持、継続のために、海外に渡航することをいう。
- 3 「検査証明書の取得に要した経費」とは、出入国時に本国及び相手国の求めに応じて提出が必要となる新型コロナウイルス感染症が陰性であることを記載した証明書の取得に要する検査料及び発行料（翻訳料を含む。）をいう。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の全てに該当する道内中小企業者とする。

- 1 ビジネス海外渡航を行った者であること。
- 2 渡航国若しくは海外との取引実績があること又は規則第3条に基づき知事が告示した日（以下「告示日」という。）よりも前に渡航を予定していた者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は構成手続を行っている者でないこと。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行っている者でないこと。
- 5 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、告示日以降にビジネス海外渡航に際して道内中小企業者が検査証明書の取得に要した経費とし、国等、同様の補助制度の補助対象事業として採択されていないこと。

(補助金額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額の合計額に次項に定める補助率を乗じて得た額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助率は、2分の1以内とする。

3 補助金の交付額は、一事業者につき10万円を上限とする。

(補助金の通貨)

第8条 補助金は、円で交付する。

2 補助対象経費を外国通貨で支払った場合は、円に換算して交付申請を行うものとする。その際の為替レートは、補助対象経費の支払日又は北海道が適切と認める日の北海道指定金融機関（北洋銀行）の「公示為替相場の仲値」を摘要するものとする（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

(補助金の交付申請)

第9条 道内中小企業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年2月28日までに、ビジネス海外渡航支援補助金交付申請書（経済第56号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式）（以下「交付申請書」という。））に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

なお、交付申請は、一事業者につき1回限りとする。

1 検査証明書の取得を証する書類（検査証明書の写し及びパスポート（パスポート番号が確認できるページ）の写し等。）

2 出入国日を証する書類（パスポート（証印のあるページ）の写し。）

3 渡航国での事業内容が確認できる資料（事業報告書の写し、自社ホームページ等。）

4 補助対象経費に係る領収書（利用者、利用日、要した費用の内訳が確認できるもの。）

5 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義（カナ）の記載されているページ。）

(補助金の交付決定、額の確定及び通知)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請書等を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納局長通達）第2号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月19日から施行する。